

令和2年皆野町農業委員会第11回定例総会議事録

1. 開催期日 令和2年11月24日(火)
2. 開催場所 皆野町役場 2階 201会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について
1件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について
3件
- 議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について
1件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。お忙しいところ全員の方にお集まりいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスもなかなか思うようにいかず、逆に悪い方に動いてしまっていますが、皆さん全員のご出席いただき本当にありがとうございます。これからも皆さまそれぞれの立場で健康に気をつけながらご活躍いただければと思います。

今日は議案が5件となりますが、慎重にご審議いただきましてスムーズにできればと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年皆野町農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

8番、葦原義人委員

9番、四方田順造委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

8番、葦原義人委員

9番、四方田順造委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

説明いたします。19日に横田委員、事務局と現地を見て参りました。

場所は、〇〇〇を渡りまして〇〇を〇〇方面に行きますと、100mくらい先に〇〇の交差点があります。交差点から100m位左に行きますと〇〇〇と〇〇〇があります。

そこの少し先に左の方へ荒川方面に行く道がありまして、そこを50mほど下りた場所になります。

この農家は昔酪農家であったらしく、自宅脇を借りていたのですが、今回そちらを買い受けることとなりました。

母親が熱心に農業をやっており、〇〇〇に出荷しております。息子も時々〇〇から帰ってきて手伝いをしているようです。

一部牛舎があった関係でコンクリートになつたりしておりますが、自宅脇の土地を買い受けるということで問題ないと思います。

ご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の1番、横田和子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

1番
横田委員

ただ今、土屋推進委員の説明で十分だと思います。議案のご審議よろしくお願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採択いたします。

本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。

本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について3件を議

題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に
対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

説明いたします。同じく19日に横田委員、事務局と現地を見て参
りました。

場所ですが、先ほどの〇〇の信号機を左に7、800m行きまして、
〇〇〇入口というところを左に入って行きまして100mくらいの
ところに〇〇〇の発着所があります。その脇が写真の草が生い茂っ
た場所になります。以前は〇〇〇のグラウンドだったところで、そこが
荒れ放題になっております。南側の方には荒川が流れておりまして、
周りの方の同意も得ておりますので問題ないと思います。よろしくご
審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の1番、横田和子委員も農地の状況確認
に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

1番
横田委員

こちらにつきましても土屋推進委員の説明で問題ないと思います。
近隣にも既に太陽光が設置されている場所もありました。この場所
については、周りが〇〇〇と雑種地ですので同意も不要とのことで
す。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とす
る委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

番号2について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

説明いたします。同じく19日に横田委員、事務局と現地を見て参りました。

場所ではありますが、〇〇の信号機を入れて行きまして、〇〇の〇〇〇入口手前100mを右側に山側に入って行ったところになります。

ここは東側に車庫があり、西側は大きな梅林がありました。申請地は竹林になってしまっておりまして、中には大きな雑木が生えている様なところでありました。

南側は民家がありますが、周りの同意書を取っているようでして太陽光ですが、問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の1番、横田和子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

1番
横田委員

譲受人の〇〇〇〇は、ホームページを見ますと太陽光発電施設等を6,000件手がけている会社ですので、工事は問題ないと思います。皆さんでご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。</p> <p>番号3について審議いたします。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	<p>農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p>
国神区域担当 土屋委員	<p>19日に小池委員、事務局と現地を見て参りました。</p> <p>〇〇の信号を〇〇方面に坂を上がって2kmくらい行ったところに〇〇〇〇というぶどう園がありますが、手前50mくらいのところに地図にあるように〇〇〇〇という自動車屋がありまして、そこを入れて直ぐのところになります。</p> <p>申請地の直ぐ下に小さな住宅がありますが、こちらが、現在親が住んでいるログハウスになります。そこから地図に囲ってある申請地を買って、親を住ませるといった状況です。</p> <p>現在住んでいるログハウスは、親の弟から借りている借家になっているそうです。</p> <p>確かに、あそこで年寄りが住むには段差があって住みにくいと思います。直ぐ横の申請地に子供が親の土地を買って、親が住む家を建てるという申請です。問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	<p>農業委員として、地区担当の5番、小池幹夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。</p>
5番 小池委員	<p>土屋委員の報告のとおりでございますのでよろしくご審議お願いいたします。</p>
浅見会長	<p>これより本件に対する質疑を行います。</p>
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とす</p>

る委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。
議案第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について1件を議題といたします。
番号1について審議いたします。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。
議案書と判断資料として配布された資料No.1を参考に、農地利用最適化推進委員、金沢区域担当の、田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

金沢区域担当
田中委員

16日に四方田委員と事務局の3人で現地を確認して参りました。
場所は、昔〇〇の〇〇〇がありまして、今は〇〇〇がありますが、そこを〇〇方面に向かって行きますと信号が3つ続いてあります。3つ目を通り過ぎて少し下ると平地があって住宅がまとまってあります。その住宅地の中間にお寺の参道があって、〇〇の〇〇〇というお寺があります。
その横に墓地が続いておりまして、その墓地の先が申請地になります。
写真を見ていただきますと、木が生い茂っておりまして、場所も悪いし、もう農地としては、無理な場所でした。以上です。よろしくをお願いします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の9番、四方田順造委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

9番
四方田委員

田中委員の説明のとおりです。写真を見ていただきましても山林になっております。よろしくをお願いします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、ただいま説明いただきました土地について、採決をいたします。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定いたしました。

以上ですべて終了となります。ありがとうございました。